

# 松戸市放射能対策総合計画(新旧対照表)

下線部分は変更部分

変 更 後 <第2版>	現 行(変更前) <第1版>
<p>P8 平成23年 (略) <u>4月13日 松戸市水道部 水道水の放射性物質測定開始</u> (略)</p> <p>P10 (略) <u>6月19日 幼児健診における問診の開始</u> <u>6月21日 原発事故子ども・被災者支援法成立</u> <u>6月27日 放射線専門の医師による放射線にかかわる健康相談の開始</u> <u>6月28日 放射能対策に要した費用(平成 23 年度分)を東京電力(株)へ損害賠償請求</u> <u>7月30日 住宅の測定・除染の申込書兼同意書受付開始</u> <u>9月 3日 流通食品や飲料水(井戸水を含む)の放射性物質測定開始</u> <u>9月 4日 保育所(園)・幼稚園・市立小・中・高等学校・公園(一部施設除く)の主な生活空間の除染を終了</u> <u>10月 1日 ホールボディカウンター測定費用の一部助成の開始</u> <u>11月30日 松戸市産ゆずから基準値を超える放射性物質を検出(県実施) 県よりゆずの出荷自粛要請</u> <u>12月21日 放射能汚染濃度が 1kg当たり 8,000 ベクレルを超える焼却灰について手賀沼流域下水道手賀沼終末 処理場内の一時保管施設へ搬入</u></p>	<p>P8 平成23年 (略)</p> <p>P10 (略)</p>

平成25年

- 2月26日 原発事故子ども・被災者支援法に係る緊急要望書を県内 9 市長連名で提出
- 3月31日 子ども関係施設の主な生活空間の除染を終了
- 6月28日 放射能対策に要した費用(平成 24 年度分)を東京電力(株)へ損害賠償請求
- 7月16日 住宅の測定・除染の申込書兼同意書受付開始(平成 25 年度分)
- 9月 2日 民有地(住宅以外)の測定・除染の申込書兼同意書受付開始
- 10月 3日 原発事故子ども・被災者支援法に係る緊急要望書(第2回目)を県内 9 市長連名で提出
- 10月11日 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針閣議決定
- 11月20日 市内産ゆずの出荷自粛要請解除

P16

**(3)個別実施計画期間**

平成24年4月から平成27年3月までの3年間とします。

P16

④ 流通食品・飲料水

・市民持込みによる流通食品・飲料水の放射性物質検査を行います。

<削除>

P16

**(3)個別実施計画期間**

平成24年4月から平成26年3月までの2年間とし、2年ごとに見直します。

P17

④ 流通食品・飲料水

・市民持込みによる流通食品・飲料水の放射性物質検査を行います。

(今後、新たな検査体制が整い次第、実施します。)

P20

(3)個別実施計画期間

番号	対象施設	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
1	子ども関係施設 (保育所(園)、幼稚園、公園、放課後児童クラブ、こどもの遊び場、スポーツ施設) 学校施設(小学校)	詳細測定・除染の実施 (H24年8月末目標)			
2	学校施設 (中学校、高等学校)	詳細測定・除染の実施 (H24年8月末目標)			
3	子どものいる住宅		詳細測定・除染の実施 (H26年3月末目標)		
4	上記以外の市有施設(市庁舎、支所、市民センター、図書館等)			詳細測定・除染の実施 (H26年3月末を努力目標)	☆進捗状況により、適宜見直しを回ります。
5	1～4以外	詳細測定・除染の実施 (H26年3月末を努力目標)			

<削除>

P20

(3)個別実施計画期間

番号	対象施設	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
1	子ども関係施設 (保育所(園)、幼稚園、公園、放課後児童クラブ、こどもの遊び場、スポーツ施設) 学校施設(小学校)	詳細測定・除染の実施 (H24年8月末目標)			
2	学校施設 (中学校、高等学校(※))	詳細測定・除染の実施 (H24年8月末目標)			
3	子ども(小学生以下)のいる住宅		詳細測定・除染の実施 (H25年5月末目標)		
4	上記以外の市有施設 (市庁舎、支所、市民センター、図書館等)		詳細測定・除染の実施 (H25年5月末を努力目標)	☆進捗状況により、適宜見直しを回ります。	
5	1～4以外(※)		詳細測定・除染の実施 (H25年5月末を努力目標)		

※国、県、独立行政法人及び国立大学法人の各所有施設における具体的に除染する場所や除染の方法等は、各実施主体と協議の上、判断します。

P24

◆除染計画の対象となる区域

(単位:  $\mu$  Sv/h)

字	地域	平均空間線量	空間線量の範囲	除染実施区域
略				
新松戸東	新松戸東	※航空機モニタリングにより 0.23 以上		○
外河原	外河原	0.330	0.279~ 0.378	○

P25

◆施設単位で設定する除染実施区域について

(略)

(単位:  $\mu$  Sv/h)

施設名	測定日	空間線量
東部小	平成 23 年 6 月 20 日	0.248
河原塚小	平成 23 年 6 月 14 日	0.274
六実第二小	平成 24 年 1 月 16 日	0.244
秋山公園	平成 24 年 3 月 15 日	0.242
秋山南谷津公園	平成 23 年 11 月 10 日	0.248
キラリ公園	平成 23 年 11 月 9 日	0.231
河原塚南公園	平成 23 年 11 月 2 日	0.240

P24

◆除染計画の対象となる区域

(単位:  $\mu$  Sv/h)

字	地域	平均空間線量	空間線量の範囲	除染実施区域
略				
新松戸東	新松戸東	※航空機モニタリングにより 0.23 以上		○

P25

◆施設単位で設定する除染実施区域について

(略)

(単位:  $\mu$  Sv/h)

施設名	測定日	測定地点数	空間線量
六実第二小	1/16	5	0.244
秋山公園	3/15	5	0.242
初富飛地緑地	10/31	4	0.264
*** 中学校	1/23	5	0.241
五香西町こどもの遊び場	3/8	5	0.233
梨香台スポーツ広場	2/2	6	0.282

※(略)

河原塚中割公園	平成 23 年 11 月 2 日	0.258
松飛台公園	平成 23 年 10 月 31 日	0.230
御立場緑地	平成 23 年 10 月 31 日	0.255
中原2号緑地	平成 23 年 10 月 31 日	0.258
泉ヶ丘2号緑地	平成 23 年 11 月 7 日	0.232
柳沢公園	平成 23 年 11 月 8 日	0.249
一文字緑地	平成 23 年 11 月 9 日	0.243
北丘緑地	平成 23 年 11 月 9 日	0.239
五香1号緑地	平成 23 年 11 月 9 日	0.254
五香西1号緑地	平成 23 年 10 月 31 日	0.230
初富飛地緑地	平成 23 年 10 月 31 日	0.264
*** 中学校	平成 24 年 1 月 23 日	0.241
五香西町こどもの遊び場	平成 24 年 3 月 8 日	0.233
梨香台スポーツ広場	平成 24 年 2 月 2 日	0.282

※(略)

P26

◆除染実施主体一覧

施設区分	実施主体(協力者)
略	
国立大学法人	国・国立大学法人
略	

P26

◆除染実施主体一覧

施設区分	実施主体(協力者)
略	
国立大学法人	国立大学法人
略	

P27

△除染作業一覧

対象施設	除染作業内容
略	
公園(樹林地等を除く)、こどもの遊び場スポーツ施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>●表土の除去と客土、土壌の天地返し、圧密による現状回復等</li> <li>●舗装部分の清掃、ブラシ洗浄</li> <li>●側溝、排水桝、雨どい等の清掃、洗浄、汚泥の除去、</li> <li>●落葉の除去、除草、枝葉の剪定、幹の洗浄</li> <li>●芝生の深刈り</li> <li>●芝生等の張替え</li> <li>○池の汚泥除去</li> </ul>
略	

P27

△除染作業一覧

対象施設	除染作業内容
略	
公園(樹林地等を除く)、こどもの遊び場スポーツ施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>●表土の除去と客土、土壌の天地返し、圧密による現状回復</li> <li>●舗装部分の清掃、ブラシ洗浄</li> <li>●側溝、排水桝、雨どい等の清掃、洗浄、汚泥の除去、</li> <li>●落葉の除去、除草、枝葉の剪定、幹の洗浄</li> <li>●芝生の深刈り</li> <li>●芝生等の張替え</li> <li>○池の汚泥除去</li> </ul>
略	

P30

△除染実施期間

No.	対象施設	開始時期	目標
略			
3	子どものいる住宅	平成 24 年 4 月	平成 <del>25</del> 26年 3 月末
4	その他市有施設	平成 <del>24</del> 25年 4 月	平成 <del>25</del> 26年 3 月末 【努力目標】
5	1～4 以外<削除>	平成 24 年 3 月	平成 <del>25</del> 26年 3 月末 【努力目標】

<削除>

P30

△除染実施期間

No.	対象施設	開始時期	目標
略			
3	子どものいる住宅	平成 24 年 4 月	平成 25 年 3 月末
4	その他市有施設	平成 <del>25</del> 24年 4 月	平成 25 年 3 月末 【努力目標】
5	1～4 以外(※)	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月末 【努力目標】

※国、県、独立行政法人及び国立大学法人の各所有施設における具体的に  
除染する場所や除染の方法等は、各実施主体と協議の上、判断します。

P33

### 第3節 廃棄物処理部門計画

#### (1)方針

市内に2箇所ある焼却施設のうち、和名ヶ谷クリーンセンターから排出される焼却灰については、民間最終処分場の自主規制値を下回っていることから通常どおり埋め立て処分を行っておりますが、クリーンセンターから排出される焼却灰(飛灰)については、8,000Bq/kgを超えていたため、特措法により指定廃棄物に指定され、民間最終処分場での処分が出来ませんでした。

国は、平成27年3月末までに千葉県内に指定廃棄物の最終処分場を建設することとしておりますが、処分場の受入れができるまでの間については、クリーンセンターの場内に保管することを余儀なくされております。

したがって、廃棄物処理部門については、現在保管中の指定廃棄物の最終処分場への早期搬出及び、搬出までの保管にあたっては不安要因を解消し安心して保管ができる体制の確立、並びに最終処分ができない焼却灰を発生させない低減化対策を実施し、廃棄物の安定した処理を目指します。

#### (2)目標

保管している指定廃棄物については、最終処分場への搬出が出来るまでの間、周辺からの保管に対する不安解消を目指します。また、廃棄物の処理に伴い排出される焼却灰が、民間最終処分場で全量の受け入れが可能となるよう目指します。

P33

### 第3節 廃棄物処理部門計画

ここでは、放射能問題に関して、廃棄物処理の側面で松戸市が直面している問題と、それを解決するための取り組みについて示します。

#### (1)問題点

松戸市では次のような問題を抱えており、問題が解決できないと「燃やせるごみ」がクリーンセンターでは燃せなくなります。

クリーンセンターの焼却飛灰は1日1～2トン発生します。今は、場内に一時保管していますが、この状態が続くと、数ヶ月にはクリーンセンター内では保管スペースがなくなるため、焼却炉を停止せざるを得ない状況になります。

①焼却飛灰の一時保管が続いています。

市内に2箇所ある焼却施設のうち、クリーンセンターでは飛灰の放射性物質濃度が国の示す埋め立て基準(8,000Bq/kg)を超過し、埋め立てによる最終処分ができずに、場内に保管する状態が続いています。

なお、和名ヶ谷クリーンセンターの飛灰は、剪定枝を分別して燃やさないようにしている対策が功を奏し、民間引き取り基準である4,000Bq/kgをクリアし、民間最終処分場での埋め立てが可能となっています。

●クリーンセンターでの飛灰保管量

平成24年3月21日現在 239トン(フレコンバック 389袋)

●保管場所

クリーンセンター搬入路下及び場内駐車場



### (3)個別実施計画期間

指定廃棄物の最終処分場建設については、現在国において平成27年3月を目途に進めていることから、実施計画期間は平成27年3月までとしますが、剪定枝等の保管及び処分に関する事項については、放射性物質濃度等の影響が大きいため、実施計画期間について特に定めず適宜対応をしていくこととします。

### (4)具体策

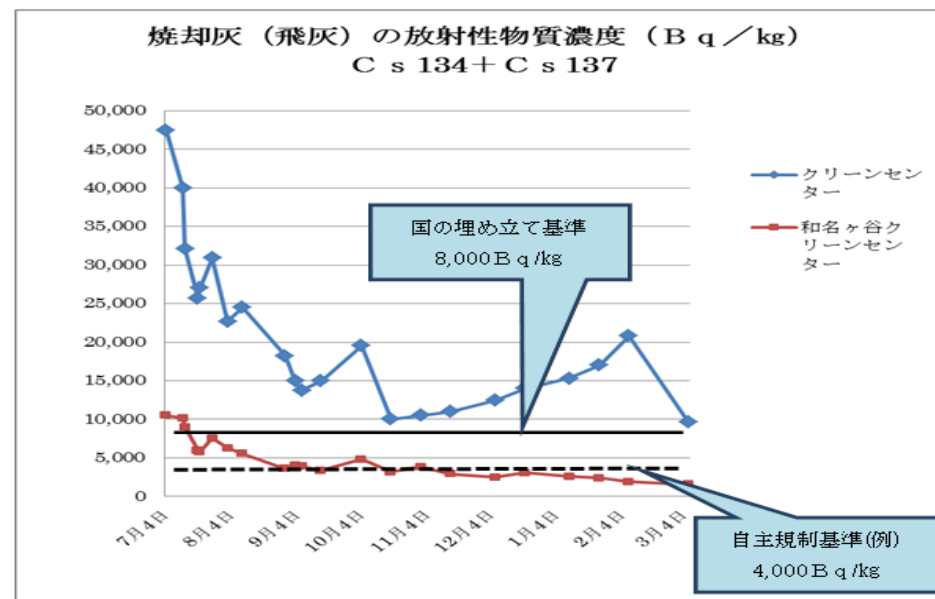
#### ①クリーンセンター飛灰の保管場所に関する事項

平成23年7月以降平成25年8月頃まで、クリーンセンターの焼却灰は8,000Bq/kgを超えており、全量を場内に保管しています。8,000Bq/kgを超えた焼却灰については、平成24年11月中旬に手賀沼流域下水道終末処理場内に一時保管施設が建設されたことから、平成24年12月より平成25年2月までに発生した焼却灰は、同一時保管施設へ搬出してきました。それ以降発生した焼却灰は、クリーンセンターの場内にて保管ができる様、配置変え等置き方を工夫した上で安全に保管をしています。保管方法については、国が示しているガイドライン等に基づき安全に保管を行っておりますが、最近の異常気象(大雨、強風等)により近隣住民へ与える不安を解消するため、現保管場所に施設の建設を行っていきます。

#### ②焼却灰等の放射性セシウム濃度の測定に関する事項

クリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターの焼却灰等、排ガスについては、原則として月1回、排水については適宜(最終処分場からの要請があった場合)実施する計画としております。

### ●放射性物質濃度測定値



\*このグラフは、見やすいように検体採取日などを簡略化し表現しています。

#### ②一時保管場所が場内では確保できなくなりつつあります。

クリーンセンターの焼却飛灰は1日、1~2トン発生します。今は、場内に一時保管していますが、これ以上の量は、場内では保管できないのが実情です。

日暮クリーンセンターの資源残さについては、原則として2ヶ月に1回、他の項目については適宜実施する計画としており、現状の把握に努め、搬出先等に対し、安心して最終処分していただけるよう排出者責任の一環として情報発信を行っていきます。

### ③剪定枝等の保管及び処分に関する事項

焼却灰の放射性物質濃度上昇の要因とされている剪定枝等は、平成23年8月より分別収集を行っており、日暮クリーンセンターで一時保管し、クリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターにて焼却処理を行ってきました。最近になり剪定枝等に付着している放射性物質濃度が半減してきたことや、分別収集を行っていることもあり、市外事業者のご理解、ご協力を頂き処分が可能となってきています。こうしたことから、クリーンセンターでの剪定枝等の焼却処理は行わず、和名ヶ谷クリーンセンターでの焼却処理と併せ、市外事業者による処分を行っていきます。

### (5)その他

指定廃棄物最終処分場の早期確保及び、民間最終処分場での自主規制値で受け入れを拒否されている指定廃棄物以外の焼却灰の受入れについて機会があるごとに国等へ要望していきます。

また、指定廃棄物については特措法等関係法令により国の責任において保管、運搬、処分等を行うことと定められており、本市は国からの委託を受け保管等の事務を行っておりますので、各費用については国費で行うものとします。

③剪定枝等の保管場所もありません。

飛灰の放射能濃度を下げるために剪定枝等を分別していただき、清掃工場に入らないように工夫しています。そのため、日暮最終処分場で一時保管していますが、それも限界を迎えつつあります。

### (2)課題解決のための取り組み

①焼却飛灰の一時保管場所の確保

#### ア. 一時保管場所

焼却飛灰のクリーンセンターでの場内保管が限界を迎えつつある中、飛灰の一時保管場所を確保することが急務です。

8,000Bq/kgを超える焼却灰は、「指定廃棄物」として国が処分の責務を負いますが、国の引き取りが始まるのはいつになるかわかりません。

保管場所の確保などについて、松戸市、柏市及び流山市の3市は、平成23年7月15日に国に、また、松戸市、柏市、流山市、我孫子市及び印西地区環境整備事業組合(印西市、白井市、栄町)の4市1組合では、平成23年8月31日に千葉県と東京電力㈱に要請しました。

県からは現在、焼却灰の保管場所として「手賀沼流域下水道終末処理場」が提案されていますが、地元の合意は得られておらず、使用できるかは未定の状態です。

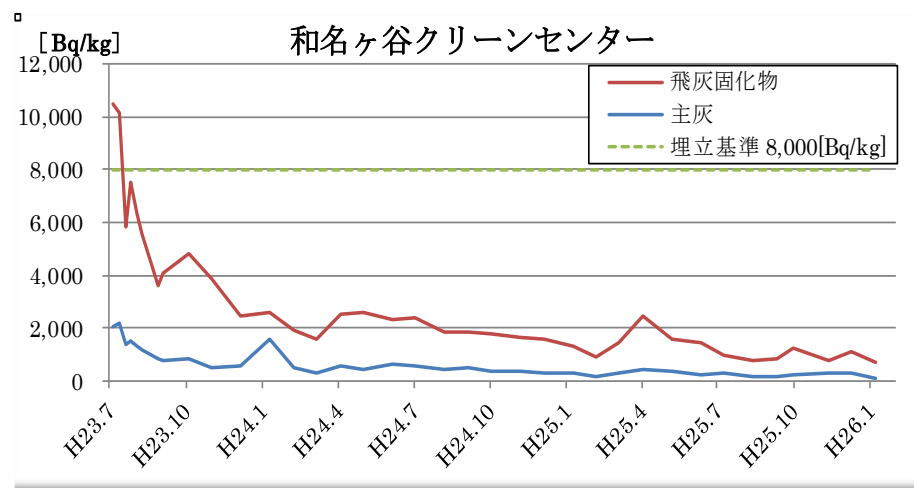
広域での保管場所が確保されるまでは、市内に保管する必要がありますので、現在、候補地を検討しています。

#### イ. 保管・管理方法

保管や管理は「放射性物質汚染対処特措法に基づく指定廃棄物の保管に関するガイドライン」を始め、電離則等に従って厳密に実施します。

なお、国費の対象とならない事項、民間最終処分場での自主規制値により受入れができない焼却灰及び、焼却灰の放射性物質濃度低減化対策に伴う剪定枝等の処分等に係る費用については、原因者負担の原則から、東京電力株式会社等に請求していきます。

●放射性物質濃度測定値の経緯



なお、クリーンセンターの飛灰は、30,000Bq/kg未満ですが、保管に当たっては 30,000Bq/kg～100,000Bq/kgに適用される基準を適用し、安全性のよりいっそうの向上を図ります。

(参考)

30,000Bq/kg～100,000Bq/kgに適用される基準(例示)

- 土嚢袋などで遮蔽しない場合 敷地境界まで 20m以上
- 遮蔽した場合 敷地境界まで 10m以上など

ウ. 運搬について

8,000Bq/kgを超える焼却飛灰は「指定廃棄物」になります。それを運搬する場合には特別措置法で基準が示されています。仮に一時保管場所が確保された場合、クリーンセンターの飛灰は、それに従い運搬することになります。

(参考)

運搬の際の基準例示

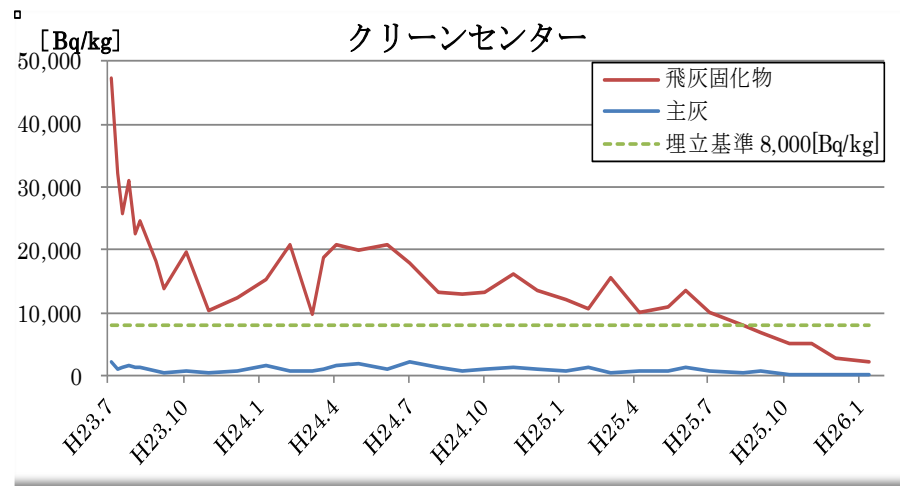
- 飛散防止、雨水進入防止、車体表示など
- 運搬車の表面から 1m 離れた位置における線量当量率の最大値が 毎時 100  $\mu$  Sv を超えないよう遮蔽すること など

②剪定枝や草などの保管体制の見直し

剪定枝については、造園業の皆様には敷地内保管を、また市民の皆様には分別収集にご協力いただき感謝しております。

いつまでも剪定枝の受け入れを拒否できるものではありませんので、可能な限りクリーンセンターで焼却を実施します。

クリーンセンターで安全に焼却するためと、和名ヶ谷クリーンセンターの飛灰の濃度を民間処分場の自主規制基準である 4,000Bq/kgを以下に保つためにも、引き続き剪定枝等の分別は継続します。



※埋立基準を超えるものは、指定廃棄物

現在の剪定枝等の保管場所は日暮最終処分場ですが、現在たまっている剪定枝は、平成 24 年度中にクリーンセンターで焼却する予定です。

また、新規持ち込み分の保管はできるかぎり短期間ですむよう、調整しながらクリーンセンターで焼却する予定です。

なお、念のために、新たな剪定枝の保管場所の候補地についても検討を開始します。

### ③最終処分場関連自治体、地元住民との信頼関係の構築

松戸市では、焼却灰などはすべて市外、県外の民間最終処分場に埋め立てをお願いしています。

埋め立ては、最終処分場がある地元自治体や地元の住民の方のご理解があって初めて可能となることです。

放射能問題を契機に、本市と最終処分場地元自治体との交流を盛んにし、排出元としての信頼を更に高めるよう、施策を展開します。

(参考案)

- パイロット店舗の展開
- イベント時の交流 など

### ④保管場所周辺自治会等との信頼関係の構築

県、国の保管場所の提供については、先が読めない状況です。

飛灰だけでなく、除染に伴う廃棄物等の保管場所を市内で一時的に確保することは緊急の課題となります。

市では保管場所の候補地を検討し、候補地の地元の皆様と協議を始めますので、積極的にご意見等をお寄せいただき、一時保管場所としての使用にご理解いただければと思います。

保管場所の周辺の皆さんとは確定作業中はもとより、保管開始後も綿密な情報交換体制を構築し、信頼関係を構築したいと考えています。

⑤国、県への働きかけ

指定廃棄物としての焼却灰について、次のような要望や要求を継続して国、県にいたします。

- 指定廃棄物の早期引取りと引き取り時期の明確化
- 引取りまでの保管場所の確保
- 民間最終処分場が 8,000Bq/kg以下の焼却灰の引取りの再開を誘導する施策の展開
- 放射能対策に要したすべての費用の補助、補償
- 飛灰等の放射能低減策の研究

P36

(3)個別実施計画期間

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①健康状態の把握				
②知識・情報の提供		 		
③個別不安の軽減		  		

P37

②知識・情報の提供

【目的】(略)

【実施内容】

- ・専門家による放射線講演会の開催。(平成 25 年度末で終了)
- ・市ホームページの活用
- ・広報の活用

P38

(3)個別実施計画期間

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①健康状態の把握				
②知識・情報の提供		 		
③個別不安の軽減		 		

P39

②知識・情報の提供

【目的】(略)

【実施内容】

- ・専門家による放射線講演会の開催。
- ・市ホームページの活用
- ・広報の活用

③個別不安の軽減

【目的】(略)

【実施内容】

- ・専門家(医師等)による健康相談会の実施。
- ・保健師等による健康相談・育児相談。
- ・内部被ばく測定(ホールボディカウンター)費用の一部助成

P45

●健康管理に関する計画について

<削除>

○甲状腺エコー検査について

市では市民一人ひとりのさらなる健康不安の軽減を図るために、甲状腺エコー検査の実施等について検討してまいります。

③個別不安の軽減

【目的】(略)

【実施内容】

- ・専門家(医師等)による健康相談会の実施。
- ・保健師等による健康相談・育児相談。

P47

●健康管理に関する計画について

○内部被ばく線量を調べる検査について

市では、市民一人ひとりのさらなる不安の軽減を図るために、内部被ばく線量を調べる検査への助成等について検討してまいります。